



WORLD FEDERATION OF THE DEAF  
YOUTH SECTION



WORLD FEDERATION OF THE DEAF

*Legal Seat – Helsinki, Finland*

**WORLD FEDERATION OF THE DEAF  
WORLD FEDERATION OF THE DEAF YOUTH SECTION**

An International Non-Governmental Organisation in official liaison with ECOSOC, UNESCO, ILO,  
WHO and the Council of Europe. WFD was established in Rome in 1951.

PO Box 65, 00401 Helsinki, FINLAND

[www.wfdeaf.org](http://www.wfdeaf.org)

---

**新型コロナウイルス感染症流行時における  
ろう学生の高等教育へのアクセス好事例に関する  
声明およびガイドライン**

(一般財団法人全日本ろうあ連盟試訳)  
2020年4月6日 | [国際手話版はこちら](#)

地球規模の保健危機である新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、世界中の数十億人もの人々に影響を及ぼしています。世界ろう連盟（WFD）および世界ろう連盟青年部（WFDYS）は、世界各地の7千万人を超えるろう者が、平等な基盤に基づいて社会参加を継続できるよう、協働しています。

各国政府は、ウイルス飛散を防止し、市民の安全を守るべく、世界保健機関（WHO）が推奨する公衆衛生対策を採用しています。多くの大学・高等教育機関は施設を閉鎖し、教育を続けることを目的に、オンラインの指導に移行しています。各国政府と教育機関は今まさにこの時、学生たちに可能な限り最良の教育を行うべく、デジタルとテクノロジーを活用しています。

WFDおよびWFDYSは、このきわめて重要かつ必要とされる対応に称賛を送るとともに、ろう学生の教育継続の必要性を強く主張します。WFDおよびWFDYSは、今回の感染症流行期になされた代替的教育手法への移行において、ろう学生の存在を念頭に置くことが重要であることを訴えます。

## 重要なポイント：

- 新型コロナウイルス感染症流行期になされる遠隔・オンライン教育への移行における、あらゆる計画・実施の取り組みに、ろう学生の存在が考慮されなければならない。
- 教育機関は、オンライン・遠隔教育における手話言語通訳提供を見越しておく必要がある。
- すべての教材は、配布時点ですべての学生がアクセス可能なものでなければならない。

国連障害者権利条約（CRPD）は、2006年に国連総会で採択され、181の国が批准する、ろう者・ろうの若者をも含む障害者を権利者として認知する国際的な法的文書です。CRPDは、ろう者・ろうの若者が生活のあらゆる事項に全面参加し、情報に平等にアクセスするために、専門性を有する手話言語通訳を活用する権利を認知しています。さらにろう者・ろうの若者は、自身の国の手話言語を用いて情報・アイデアを求め、受け取り、発信する自由を含め、表現・意見の自由を行使する権利があります。専門的な高等教育においても、ろう学生が合理的配慮を求めた場合は提供を受ける権利を、CRPDは認知しています。

教育は、社会への全面参加に不可欠です。現在進行形の地球規模の保健危機において、各国政府および教育機関は、ろうの若者もその中に含まれる「だれ一人取り残さない、最も届きにくいところに届ける」というアジェンダ2030の原則に心を向けるべきです。

質が高くアクセシブルなオンライン教育を、個別の要請に応えつつ、すべてのろうの学習者に一貫して提供することを確実にするため、WFDおよびWFDYSは、各国政府および教育機関に対し、以下の事項をただちに実施することを強く勧めます：

### 好事例のガイドライン

- ろう学生に、自身が希望する合理的配慮の要件を確認する。その要件には、専門性を有する、当該国の手話言語の通訳者およびノートテイカーをつけたオンライン講義へのアクセスが含まれる。
- 同時進行ないし非同期型の講義およびディスカッションは、当該国の手話言語で通訳され、かつ資格を持つ手話言語通訳者が通訳しなければならない。
- 音声のみ、ないし録画による教材は、すべての学習者のためにもプロフェッショナルによる字幕を付さなければならない。また字幕がない場合の代替手段として、その国の手話言語の通訳をつける。こうした代替手段は、すべての学生がその教材を閲覧できるようになると同時に利用できるようにしなければならない。
- 授業のアクセシビリティ確保のために、当該国の手話言語の通訳者を依頼する場合、教育機関は、その通訳者が有資格者で、当該国の通訳者団体の認証を受けていることを確認しなければならない。質の高い通訳を行うためには、通訳者はその授業の主題を熟知していなければならない。有資格のろう通訳者が通訳する場合もある。

- 学生は、授業の通訳を担当する当該国の手話言語の通訳者が誰であるか、情報の提供を受けるべきであり、その者が適格ではない場合は、代替の通訳者を求めることができる。
- 当該国の質の高い手話言語の通訳は、ろう学生から追加費用を徴収することなく提供されなければならない。
- 教育機関は、合理的配慮提供のコーディネートをろう学生に負わせることなく行う責任を有する。
- 当該国の手話言語の通訳者は、ろう学生に高質かつ円滑な通訳を行うため、授業に先立って、授業の教材ならびに準備に要する資料の提供を教員から受けなければならない。
- 通訳者を表示するスクリーン画面は、ろう学生・当該国手話言語の通訳者の両者がはっきり見ることができるよう、最小でも、指導教員が講義に用いるスライドおよび他の教材の表示画面の25パーセントを占める大きさでなければならない。
- 今回の感染症の広がりにおいて、大学の講義の通訳をする予定だった当該国の手話言語の通訳者が、公衆衛生・安全な業務に関わる場での通訳に行かなければならなくなる場合がある。通訳者を確保できない場合、すべての履修学生が、全面的かつ平等なアクセスを確保できるようになるまで授業を延期するものとする。教育機関はその代替として、講義を録音して直ちに翻訳すること、ろう学生にそのためのペナルティを課さないことを含め、完全なアクセスのための他の手段を見つけるものとする。
- 高等教育機関は、当該国の全国ろう者協会とコンタクトを取り、さらなる支援とガイダンスを得るものとする。